

佐賀大学医学部顧問設置要項

(平成17年1月20日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学医学部（以下「本学部」という。）に，本学部の教育研究等に関する事項について意見を求めるため，佐賀大学医学部顧問（以下「顧問」という。）を若干人置く。

(組織)

第2条 顧問は，本学の職員以外の者で，本学部の運営に関する理解並びに医学及び看護学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから，教授会の議を経て，医学部長が委嘱する。

2 顧問の委嘱期間は2年とし，更新することができるものとする。

(事務)

第3条 顧問に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか，顧問に関し必要な事項は，教授会の議を経て，医学部長が別に定める。

附 則

この要項は，平成17年2月1日から実施する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この要項は，平成17年4月21日から施行し，平成17年4月1日から適用する。